

平成29年第2回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 平成29年 6月27日 午後 1：30

○閉 会 午後 3：46

○出席議員（20名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 伊 藤 榮 悦
7番 佐 藤 敏 雄	8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武
10番 千 田 正 英	11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子
13番 鈴 木 壮 二	14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄
16番 大 谷 貞 廣	17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和
19番 鈴 木 斌次郎	20番 藤 原 幸 雄	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	教 育 長 肥田野 耕 二
総 務 部 長 栗 山 隆 昌	市民福祉部長 藤 原 久 基
福祉事務所長 伊 藤 巧	産業建設部長 菅 原 靖 仁
水道局長 村 山 久 尚	教 育 部 長 菅 原 剛
農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝	選挙管理委員会・監査委員事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------

平成29年第2回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成29年 6月27日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第35号 潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第37号 平成29年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 3 議案第38号 平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 4 議案第39号 平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 5 議案第40号 平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 6 議案第41号 平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 7 議案第42号 平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 8 陳情第 2号 共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情
- 日程第 9 陳情第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第10 陳情第 4号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情
- 日程第11 陳情第 5号 天王地区に市営スーパー建設を求める陳情書
- 日程第12 議員派遣の件について

午後 1時30分 開会

○議長（藤原幸雄） 皆さん、本日は誠にご苦勞様でございました。

ただいまの出席議員は19名であります。

千田議員から、若干遅れるという連絡がございました。宜しく申し上げます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第35号 潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第11、陳情第5号 天王地区に市営スーパー建設を求める陳情書】

○議長（藤原幸雄） 日程第1、議案第35号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第11、陳情第5号、天王地区に市営スーパー建設を求める陳情書までを一括議題とします。

常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、常任委員長報告の後、条例（案）及び陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。平成29年度各会計補正予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。2番堀井克見総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（堀井克見） 私から、平成29年第2回定例会総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

平成29年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成29年6月19日

2. 出席委員 戸田俊樹、鈴木壮二、児玉春雄、伊藤正吉、藤原幸雄、佐藤義久、堀井克見

3. 説明当局 教育長、総務部長、教育部長、選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、議会事務局長、各関係課長

4. 書記 選挙管理委員会事務局、菅原 暁さんをお願いを致しました。

5. 審査の経過と結果について申し上げます。

議案第35号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について、申し上げます。

本条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、情報提供者とは一般の人を指すのかとの質問があり、当局からは、情報連携を行うのは、国や各自治体等であることから、一般の人ではないとの回答がございました。

本案は、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号、共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情について。

本陳情は、既に先の国会で成立していることから議論する余地はなく、全会一致で、不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてであります。

本陳情は、教育現場は非常に厳しい状況にあり、国からの措置費で教職員を確保していかなければならない状況にあることは理解できることから、全会一致で、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情であります。

本陳情は、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器の禁止・廃絶の実現に尽力することについては理解できることから、全会一致で、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第5号、天王地区に市営スーパー建設を求める陳情書であります。

本陳情は、交通弱者にとって近所にスーパーがないことの不便さについては理解できるものの、移動販売や配達といった方法の周知徹底を図る必要もあり、また、行政でスーパーを営んでいる事例もないことから、全会一致で、不採択とすべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第35号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） なしの声がございます。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） なしの声がございます。討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号、共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の国会提出に反対する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） なしの声がございますが、よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしの声がございます。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は、採択について諮ることになりますので、お間違いにならないようにひとつお願いしたいと思います。陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立少数です。したがって、陳情第2号は、不採択とすることに決定になりました。

次に、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかる

ための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 質疑なしの声がございます。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしの声がございます。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸雄) 起立全員です。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

次に、陳情第4号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 質疑なしの声がございます。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸雄) 起立全員です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

次に、陳情第5号、天王地区に市営スーパー建設を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原議員。

○ 8 番（藤原典男） 今まで利用していたスーパーがなくなって、買い物難民という大変だと思えますけれども、この陳情の議論の中で市に対する議会というか総務委員会としての要望とか意見とか、そういうものはいろいろ出ましたでしょうか。そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 2 番堀井委員長。

○総務文教常任委員長（堀井克見） 8 番藤原議員にお答えを致したいと思います。

陳情第 5 号については、報告のとおりでありますけれども、従来ここに商店がございまして大変利便性があったと。今回なくなったということで、買い物難民が、弱者が出てきたということでありまして、行政でスーパーを開設しているというのは全国的に調べてみても、その例がないということで、やはりかなりハードルが高いというよりは無理に近いということのお話でございました。

我々としては、あそこはやはり天王本郷会というのがありまして、自治会が 7 つか 8 つあるのかな、9 つの自治会があると。それでもって本郷会というものを組織されておりました、行政としてどうにもならなければ、その地域全体の例えば本郷会なら本郷会という形でもってそういう要望のある方と、もう少し対話を重ね、そしていい方途が、方策がないかというものを詰めるように、行政側としてもひとつリードオフマンとして努力できないのかということをお話の中で出まして、そのことを直接、間接お願いしたということです。

ちなみに審議の内容をちょっと深堀しますけれども、こういう地域は潟上市のみならずほかの隣接の自治体にもございまして、たとえばみれば五城目町の内川というところがあります。ここにはダイサンスーパーというスーパーが移動販売車をもって週何回かということを決めて、そして販売に行って、非常に、あるいはまた地域住民に喜ばれておると。100%の解消にならなくても、そういう方法もあると。また一方においては、男鹿市においては、スーパーアマノが、この男鹿市のやはりそういう集落に販売車を出向かせて、そしてそのご不便の解消に努めていると。ですから、そういう事例などが今回の天王地域の大事な参考になるんじゃないかなということも含めまして、みんなでその陳情された方の真意というか思いは十分わかりますので、何とかひとつ一日も早くその方々の希望に沿うようなことを一緒に知恵を出して考えていきたいと思いますという議論はしっかりとさせていただきました。

以上です。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は、採択について諮ることになりますので、お間違いのないようをお願いを致します。陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立なしです。したがって、陳情第5号は、不採択とすることに決定になりました。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番 鑑 仁志 予算特別委員長。

【予算特別委員長の報告】

○予算特別委員長（鑑 仁志） 私の方から、予算特別委員会の報告を致します。

平成29年第2回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成29年6月19日、27日

2. 出席委員 堀井克見、佐々木嘉一、小林 悟、澤井昭二郎、伊藤榮悦、
佐藤敏雄、藤原典男、西村 武、千田正英、戸田俊樹、菅原理恵子、
鈴木壮二、佐藤義久、児玉春雄、大谷貞廣、菅原久和、鈴木斌次郎、
藤原幸雄、伊藤正吉、鑑 仁志

3. 説明当局 市長、教育長、各関係部課長

4. 書記 議会事務局 石川保則さんをお願いしています。

5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました、議案第37号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてから議案第42号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまでを、先般6月19日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみ、ご報告致します。

第1点として、総務管理費の工事監理委託料1,376万円と児童福祉費の工事監理委託料798万6,000円の計上があるが、金額の違いは。

第2点として、土木費の工事請負費について、工事の進捗状況やこの工事でどこまでやるのか。

第3点として、防災・健康拠点施設整備事業について、管理運営する場合の設置条例骨子案の検討は。

第4点として、防災・健康拠点施設整備事業のプロジェクトチームを編成する際、市からどのような職員が入っていたのか。

第5点として、防災・健康拠点施設整備事業費に補償補てん及び賠償金の予算計上があるが、この内容は。

第6点として、防災・健康拠点施設を利用する市民について、どの年代をターゲットに使用人数を算出したのか。

第7点として、防災・健康拠点施設の使用料と減免措置をどのようにしていくのか。

第8点として、健康寿命が伸びて市民の医療負担が少なくなると、国保の負担金などどのくらい減っていく予想なのか。

第9点として、防災・健康拠点施設の各種教室に通う際、マイクロバスなど送迎の考えはあるのか。

第10点として、防災・健康拠点施設には、リハビリセンターも建てるのか。

第11点として、農林水産事業費の「地域で学べ農業の技術研修費補助金」について、その目的と狙いは。

第12点として、商工費の「潟上天王ふぐ販売促進協議会（仮称）補助金」について、協議内容と今までの経緯、将来の展望等は。

第13点として、新規就農を希望された場合の流れやフォローはどうなっているのか。

第14点として、国保会計の補正について、人員を増員して収納率の対策をするのか。

第15点として、市町村の財政状況について財力があるとみなされた場合、市民の国保税の負担が所得割と世帯割しかないが、不利な取り扱いになるのかならないのか、その見通しは。

第16点として、水道事業の補正で起債があるが、その事業内容は。などの質疑に対し、

それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。分科会では、すべての審査を終了致しましたので、本日27日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第37号から議案第42号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸雄） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第37号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。修正動議が提出されております。議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

午後 1時54分 休憩

午後 2時01分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この修正動議は、成立要件を満たしておりますので、議案第37号「平成29年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）に対する修正動議について」は、直ちに審議、採択することに決定になりました。

修正案の配付を願います。暫時休憩します。

午後 2時02分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議者の説明を求めます。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） お許しをいただきまして平成29年度潟上市一般会計補正予算に対する修正動議を提案した発議者として説明申し上げたいと思います。

皆さんのお手元に配付致しました文書について読み上げてまいります。

平成29年6月27日

潟上市議会議長 藤原幸雄様

発議者 佐々木 嘉一

発議者 小 林 悟

賛成者 菅 原 久 和

賛成者 戸 田 俊 樹

議案第37号、平成29年度潟上市一般会計補正予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出致します。

次に修正案の、これは予算書の1ページに係ることでございますので朗読致します。

議案第37号、平成29年度潟上市一般会計補正予算に対する修正案。

議案第37号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）の一部を次のように修正する。

第1条中「1,497,271千円」を「868,550千円」に、「15,135,271千円」を「14,506,550千円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正、第2表地方債の補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の一部を次のように改めるということで、皆さんのお手元に予算書に係る修正案を提出しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

まず、この件に関しての私からの提案理由について申し上げたいと思います。

平成29年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第1号）に係る予算原案の修正について。

このたび、表記、平成29年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第1号）に計上された歳出1款議会費72万4,000円、2款総務費1項7目出張所費636万1,000円、3款民生費2項児童福祉費9目幼保一体施設整備事業費6億2,163万6,000円を減額修正するため、関連する歳入歳出にかかわる予算を削除し、原案の修正（案）を提案するものであります。

このことにつきましては、旧昭和庁舎の幼保一体整備事業につきましては、各位の意見もさることながら、市のこれまでの取り組みの現状を認めることは、後顧に憂いを残すことと考えております。今少し時間をかけて、ベストな選択をすべきと思い、旧昭和庁舎にかかわる予算修正案を提案し、再考を促すものであります。

まず、理由であります。金額の大きい3款民生費2項児童福祉費9目幼保一体施設整備事業から申し上げたいと存じます。

市は、旧昭和庁舎の利活用に関し、こども園に改修し、昭和地区の中央保育園、西保

育園、東保育園の3園を統合し、昭和認定こども園として整備する構想のもと、平成26年11月以降進めてまいりました。

整備構想の主眼は、旧昭和庁舎を利用することにより、整備に要する財源が節減される見通しのもと、設計委託料を予算化し、調査を致しました。その際、市は改築予定事業費を2億4,000万円とし、議会は設計委託料753万3,000円を了承しました。しかし、平成29年2月8日、議会全員協議会に提示された事業費は6億9,259万9,000円で、当初予定額の2.87倍の事業費が見込まれることとなりました。

平成29年5月29日、市長の要請により議会全員協議会が開かれております。同日の議会全員協議会の協議は、去る2月8日の全員協議会の意見を踏まえ、事業費の見直しがありました。設計内容の一部変更と一部経費の先送りがあつて若干の減額となりました。

また、整備メリットとして待機児童の解消、施設整備による安全・安心、児童の成長を培う環境の整備、にぎわいの創出が述べられておりますが、このことは旧庁舎だからいわゆるメリットではありません。

殊ににぎわいの創出に関しましては、保育園という施設の特殊性から、セキュリティ対策が重要となります。にぎわいによって周辺街区との一体感を、どのように理解すればよろしいでしょうか。こうした現状認識に対し、以下により、旧昭和庁舎の保育園活用にかかわる予算は、別添修正案を付して提案致したものであります。

その理由としては、1つに、旧昭和庁舎の活用案は、財政メリットから設計料を認めた経緯があります。事業費の増額、2.5倍から2.8倍になりまして、これによりますと財政メリットはなく、再度の検討を要することではないでしょうか。

3園の統合は、少子化、施設の老朽化、保育ニーズへの対応等により必要であります。その場合の保育園の建設規模、位置、旧庁舎の活用等は、比較検討の上、進めるべきであります。

まず改めるべきは、旧庁舎ありきで進めてきたことです。旧昭和町が推進してきたまちづくり計画、都市計画の基本から逸脱しています。

3つ目、保育園の整備により、昭和公民館の活用が制限されます。旧昭和町では、旧庁舎の会議室等は公民館活動にも利用させ、町民センター的利用により、住民サービスの確保を図ってきた経緯があります。また、旧庁舎の保育園化は、公民館、保育園、双方に課題・問題が生ずることが憂慮されます。

4つ目、用地取得を必要としないふさわしい場所を選定し、比較検討する必要があります。

5つ目、多くの関係市民は、納得していません。再検討を望んでいます。

次に、予算科目が前後しましたが、昭和出張所の移転についてであります。

冒頭申し上げましたように関連する予算は、1款議会費の委託料72万4,000円、2款総務費の1項7目出張所費636万1,000円であります。

このたび旧昭和庁舎の保育園の幼保一体化施設整備事業の予算化されたことに伴い、現在、旧庁舎内に昭和出張所がありますので、旧社会福祉協議会昭和センターを廃止し、その跡に昭和出張所を移転するための予算であります。このことについては、社会福祉協議会が発行する先月の「社協だより」で知りました。市民からの問い合わせがあり、そのことを社会福祉協議会に問い合わせをしましたが、明確な答えはありませんでした。市民サイドでは、議会で決めたこととして認識しております。

先般、予算特別委員会社会厚生分科会で質問しましたところ、社会福祉協議会は、理事会、評議委員会において移転案を了承しているということでありました。しかし、出張所移転に関しては、過去に市長の行政報告や方針の表明はありませんでしたし、このことは、保育園化構想とは不離一体であり、慎重でなければなりませんし、周知して進めるべきものと思います。

本件にかかわる予算については、幼保一体化施設整備と関連しますので、修正すべきものであります。

以上、修正案として提案いたしますので、内容を十分にご賢察くださり、議員各位におかれましては、議会の議決責任並びに市民に対する説明責任を考慮され、修正案にご賛同いただきたくお願い申し上げ、提案と致します。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） ただいまの説明について質疑を行います。質疑ありませんか。9番西村議員。

○9番（西村 武） 提案者に対しまして質問致します。

まず、潟上市では、現在、待機児童、これが19名もおります。この子どもたちには、行政側としては、やはり平等に行政サービス、そういうものを受けさせる権利があります。そういう中で提案者は、このたび、6億2,136万円、この修正案を出していますけれども、まずこのことについてどのように考えておりますか。

2点目と致しまして、旧昭和庁舎の利活用としていろいろな意見があった中で、認定こども園としての利活用、こういう意見もありまして、当局は園児の保護者を対象にしながら、まずアンケートを取っております。そのアンケートの中には、その結果は圧倒的多数で認定こども園にすべきと、こういうご意見が多々ありました。ダブルスコアで、そういう賛成、認定こども園にすべきと、こういう意見が多々ありましたので、まずそういうことで、このことについてもどのように思いますかということです。

3つ目と致しまして、既存施設の利活用として、旧昭和庁舎、これは幼保一体として大いに利活用すべきではないかなと私はそのように思いますけれども、そしてもう一つが、これからますます高齢化社会、あるいは人口減少時代が来ますけれども、そういうことで新しい新規な建物を、いたずらに建物をふやすことによって、例えば国の税金、秋田県の税金、あるいは市民の税金、そういうものが負担されていくわけで、ただただ後世に負担を残すばかりではないかと思えます。ですから、私はやはり多少お金はかかっても既存施設を利用する。例えば、もったいないという言葉あるでしょう。そういうものをきちっと利活用することが最大の我々に与えられた使命ではないかなと思えますけれども、そのことについてどのように考えておりますのか。

その3つについて、まずひとつお答えをいただきたいと思えます。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） ただいま9番西村議員から大変大事な質問がありました。私は、執行権者でも何でもありませんし、一議員としてのことでありますので、その考え方等については若干あるいは的外れな部分があるやもしれませんが、19名の待機児童がいるということにつきましては、当局の説明で何回も伺っております。その中で昭和地区の待機児童は4名いらっしゃるということでもあります。その待機児童の場合も、いろいろな個人の、保護者の事情があると思えますが、施設の問題もあるでしょうし、あるいは受け入れの側の問題もあるでしょうし、いろいろなことで庁舎うんぬんでは解決できる問題ではないと。それはやはり保育所自体が考えなければならない問題であります。したがって、中央保育園、あるいは東保育園、西保育園ありますけれども、今現在の定員は270で、この前も申しあげましたけれども、入所数が131人くらいで48%ぐらいの入所率だということでもありますので、創意工夫をされますと待機児童につきましては、現在でも解消できるのではないのかなと。要は職員体制なり、いろいろな待遇の問題等々もあるのではないのかなと。この潟上のいわゆる昭和庁舎に保育所を移しまして、

そのことは100%解決する問題ではないのではないのかなと私はそういうふうに考えております。

それに、前に旧庁舎を保育園に利用するためのアンケート調査、これは私、書いたものありませんが、先ほどもどなたか申し上げておりましたけれども、137名の現在の在籍する保護者を対象にアンケート調査を実施したと。それは、言ってみれば民意だと、いわゆる地区住民の偽らざる声であるというふうなことで当局は説明しておりました。いずれ先ほど誰か申し上げましたけれども、いずれその統合することについては、回答を含めて65%ぐらいの賛成だというお話を伺っておりましたけれども、いずれその保護者、アンケート調査を出した保護者も、もう卒園しておらないかもしれませんが、いずれそれは一つの民意として大事なことなんだけれども、やはりそのアンケート調査もちょっと○か×の択一方式で、ちょっと何というか簡単なアンケートで、果たしてそれが民意と言えるのかなということとは当時私も当局の説明を聞いて考えておりましたので、そのアンケート調査の結果がベストではないということについては、私は当初から考えておりましたので、そのような見解であります。

既存施設の利活用、あるいは人口減少によって、今回、公的な施設の管理計画見直しというようなこともありましたけれども、いずれいらなくなった施設だから、これは保育園必要だから保育園にするという、そういうことは、言ってみれば人口減少なり、あるいはこれからますます続く公共施設のあり方についての議論とは若干異なるのではないのかなと。やはりいろいろな児童福祉施設の保育園であれば、それにふさわしいやはり建築、あるいは場所、環境、そういうものが当然必要となってまいります。それらを考えながらやはり進めるべきで、これは何でもみな人口減少でいなくなる施設だから、何でもかんでもみんなとにかく併用、あるいは兼用、あるいは用途変更してやるということについては、それはちょっと考えにくいのではないのかなと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 9番西村議員。

○9番（西村 武） 3つ目として、新規なそういう建物を建てると、要するに後世にツケを残すと、こういうことになるので、こういうことについてはどのように考えていますかということもお尋ねしています。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） いずれ中学校、小学校、学校施設、あるいは福祉施設といったそ

ういう児童福祉施設、いろいろ市町村が運営していかなければならないいろいろな政策を遂行するための施設がありますけれども、それらについては、やはりこれからの財政負担、もちろん考えなきゃならないけれども、やはりただ余っているからすぐ転用するとかでなくて、やはりさっき言ったように場所といろいろな環境、あるいはいろいろなその施設が持つ性格がありますので、これをやはりいくらそういう時代でも、やはり耐用年数がきますと建て直ししていかなければならないのではないのかなど、その場合はやはり、例えば保育園の場合であれば、入所する児童数、あるいは規模が変わってくるということであっても、縮小したり、あるいは改善したりというようなことで、それは耐用年数が来ますと当然改築しなければならないというふうに思います。

○議長（藤原幸雄） 9番西村議員。

○9番（西村 武） 先ほどの提案書の説明の中で、多くの昭和地区の住民が反対しているというそういう説明もありましたが、その根拠等については、どのように感じたのかですね。ということは、アンケート調査、これは保護者を対象にしながらアンケート調査をした結果では、ぜひとも認定こども園に使ってくださいと、こういうアンケート調査で示されておりますよ。ですから、その多くの昭和住民というのは、その根拠は何なのか、その辺のところもひとつ答えていただきたいと思います。

それともう一つは、今の既存の保育園、こういうものは相当古いということから、これをまた新規にやるとすると、数年かかりますので、ですからこういうことについては、まずどのように提案者は考えているのか、こういう修正案を出したのか、その辺のところももう少し説明していただきたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 多くの市民ということについて、私、直接そのための調査をしたわけでありませんが、私どもの昭和の議員で2回ほど自治会長会議も開いております。そうした中で、自治会長さん方も大分迷っておりまして、いずれどうしようかなということなんだけれども、結局はその背後にいる方々それぞれのやはり賛成、反対があるなということを感じ取って今申し上げた次第であります。それに直接、あるいは間接に、そういう声も承っております。ですから、昭和地区の住民7,000人いるから、5,000人から聞いたというわけではありませぬので、その点をご理解願いたいと思います。

いずれ新しいものをつくるとなれば、かなり時間がかかるだろうというそういうことですか。いずれ今まで昭和庁舎を改装して入れるということをやってきましたので、多

分その件の検討は当局ではしていないのではないのかなと思っておりませんが、いずれもしやるとなれば、そのいわゆる昭和庁舎でなく、ほかのところへやるとなれば、いろいろな土地もありますし、どういう構造でやるか、あるいはどれくらいの規模でやるか、それらについては、恐らくそんなに時間かからなくとも方向は出せるのではないのかなと思っております。

○議長（藤原幸雄） 西村議員、3回です。

○9番（西村 武） わかりました。これで3回目だ。これで3回目。4回でない、これで3回目。

最後に、提案者は、多くの市民の声を聞いているということなので、例えば昭和庁舎ですけれども、この利活用については、市民の皆さん、あるいは提案者はどのように考えているか、そこを1点お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 午前中、8番の藤原議員の討論でもありまして、対案を出せということでありました。対案については、前から私も考えておりますけれども、これはやはり一つの検討を重ねなければなりませんので、私がこう思うからこうだということにはならないということでもありますけれども、そのことでちょっとメモっておりますが、あの施設はやはり私は産業文化行政、いわゆる文化会館的な機能というものもあるだろうし、図書館機能、学習館ですから、図書館ではありません。学習館、あのおりちょっと貧弱な学習館ですけれども、図書館として利用することもあるだろうと。

それから、保健センターは何か最近、飯田川の保健センターは廃止したのかよくわかりませんが、放課後児童クラブに転用するというので、保健センター機能というのは、今度、ハイツのところにできるのは保健センターになるのかどうかその辺わかりませんが、地元のいわゆる食生活改善推進協議会の皆さんは、昭和には保健センターがないけれども、ぜひひとつそういう機能を持たせた建物をひとつ昭和庁舎の中に設けてくださいという、これは食生活改善推進協議会の方々からのご要望が出ております。

それから、起業・創業支援施設等も、これから産業振興なりいろいろな形での今ありますけれども、そういうふうなもの、あるいは一部社会教育的な機能を持たせた公民館との併用の施設ということもあるでしょうし、言ってみれば住民福祉向上のための公の施設というよりは、むしろもっと使いやすい都市機能的なものを持たせた施設として利

用するというこも、他の資料館、博物館、そんなこともあるのでないのかな。それはどちらかという、いろいろな方々のこれからの考え方によって検討されるべきではないのかなと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） これで9番西村議員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 待機児童の解消ということと、昭和庁舎の跡地の活用ということで、跡地活用というのは13年前から、正確に言えばその前から問題として存在したわけであり、私どもその当時、議員であった人も議員でない人もおるんですけれども、なぜこの13年間にわたってそのままの状態できたのか。執行側の原因もあるでしょう。我々議会もやはり例えば庁舎の建設とかそちらの方に神経が注いだということもあって、今日まで営々と来たわけでありましてけれども、一つ私の思い、今、発議者のおっしゃることもかなりの部分で理解できるところはあります、はっきり言って。しかしながら、事ここに及んでこの議論をすることが、果たして我々議決機関として市民から理解得られるのか。やはり子どもの殿堂ですよ。潟上市始まって以来の、あえて言えばね。そのやはり今、建設に向かって、本来は夢と希望を持って、午前中からありましたけれどもまちづくりは人づくり、人づくりは教育だと、教育の原点は幼児教育だと。その今モデルケースとなるべく、ものを全県内外に発信しようとするときに、この潟上市議会がほぼ2つに割れるぐらいの、今この段階において議論しなきゃならない、はっきり私から見るとね、非常に残念だなという思いを持っていますので、我々議会もですね、なかなか提案権はないんですけれども、今までの過程の中でさまざまな、全協も開いていますし、自分たちは効率活用、高度活用を図るためには、今おっしゃったようにこういうふうなことがあるんだということ、もう少しやはり強烈にアプローチすべきじゃなかったのかなと、当局に対して。それがやはり我々は、ややもすれば議会自体が怠ってあったのかなということ、今私なりに反省をしております。それがゆえに今この段階で、まさに頂上の一步手前でこういう議論をせざるを得ない。ただ、これもまたルールに違反するわけではないですから、否定するものではありませんけれども、我々議会としてもやはりきちっともう一回襟を正して、そしてやはり原点に帰るべきことじゃないかなと。ちなみに、その根拠として既に設計委託料、基本設計のみならず委託料も既に議会の議を経ていますし、事はもう進んできていますよね。ですから、そこら辺からいくと、我々議

会としても、そのときどきの議論を述べることもいいんですが、ちょっとその議決というものを経ながら前に行政を進めていく、我々議会も当局と一緒にですね、その整合性というものを我々は市民にどういうふうに説明したら理解していただけるのかなど。やはり反対だと言った場合、まさにその印象操作という言葉ちょっとありますけども、反対なものを無理無理やったんだということになったときに、これだけのやはり思い入れを入れて執行者側もやろうとしているんだけれども、それに対してかなり水を差すようになったときに、今までやはり、いろいろな見方はあるでしょうけれども、アンケート調査したり一つ一つ積み上げてきたものの価値感というか価値というものはどうなのかなということを感じますので、そこら辺に対するいわゆる予算、少なくとも実施設計の業務委託料等々が一応まず議会での議決を見たということも、これ動かない事実ですから、少なくとも基本ですね、その整合性というのは、議会はどういうふうに市民に説明すればいいのかなということ、この際、少なくとも修正というまずめったにないことを今提案されておるわけですから、そのことの背景と、その理由を、どういうふうにやればいいのかということ、ひとつ教えていただきながらご答弁いただきたいと思います。

もう一つは、これも午前中の討論の中にございましたけれども、確かに7億円近い予算が、若干の上下あっても見込まれております。やはりその急がなきゃならないというのは、やはり基本的には財源、お金なければ行政展開できませんから、はなから。やはり合併特例債というもの、3.11以来5年延長して、もう2年半後にはそれが切れます。地方交付税もだんだん先細り。この機会に平成22年で私ども市民に対して検討委員会が認定こども園をきちっとしなさいという整備計画も、もう我々に対して示されております。そしてまた跡地活用と、さまざまな部分の中で、すべてが丸でなくても、この辺でやらないと財源だとかそういう先人が決定してくれたものに対して、我々議会はどう向き合っていけばいいのか、応えていけばいいのかという大きなそごが出てくるんじゃないかなという疑問を感じております。ですから、合併特例債というものは、やはり我々の今のところ地方自治体の金城湯池でありますから、財源上はね、この活用をしながら若干の、あるいはまたいろいろ不平あったり不満があるにつけても、この機会を逃せば私は二度と再びチャンスは来ないだろうと。そうしたときに将来の幼児教育の殿堂というのはどうなるのかという、やはりそのリスクというものを考えたときに、確かに2億4,000万円から7億円弱に予算は膨らんでおりますけれども、少なくともメニューが増えたわけですから、庁舎を改修するメニュー、要するに園庭だとかプール、当然増えた

わけですから、その部分が積み上げれば、結果的に全体の予算額も膨らんでいくということのやはり整合性、私は理解できるんじゃないかなという点からいきましても、その財源面での有利さというものを考えた場合、そして諸々の今申し上げたことを考えたときに、どう今、発議者は、そこら辺に対して見解を出すのかということをお答えいただきたいと思います。

まずこの2点について。

○議長（藤原幸雄） ただいまの堀井議員に対するお答えをお願いします。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 事ここに至って非常に重大な時期に、どう対処すればいいのかと。言ってみれば財源の問題で、合併特例債、もう何年ありますか。いずれ合併特例債が許可になる期間内に建てた方が有利だということのお話ですが、私はもっと前の話で、2億4,000万円のできるものを7億円弱というようなことになれば、その時点で議会が設計料を承諾したにしろ、やはりその時点でやはりもう一遍考えなければならないことであつたのではないのかなと、そんなずるずる進めてきて今ここに至って財源云々ということについては、非常にむしろ遅きに失した感があるということは、当局の進め方に問題があるというふうに思います。

いずれどうしてもやはり建てなければならない3園合同の、やはりこれからの子どものいわゆる福祉施設ですので、それはもう立派に建ててやるということは、私はそれは否定するものではありません。ただ問題は、その場合、なぜ庁舎跡かと、その理由をはっきりしなければならぬのではないかと。一説によれば、この辺は地盤軟弱で、いろいろな建物建てますと、その地盤処理に金がかかるということで、庁舎はもう既に地盤処理してありますので、そこは大丈夫だと。その分だとすれば、その基礎工事にかかる金がかからないから有利だろうという、そういう施設もあるやに聞いております。但し、今、私の方の羽城中学校の体育館、講堂があります。まだ残っておりますけれども、あそこは昭和25年にモデルスクールとして文部省の指定を受けて建てたものですが、あの建物を計算してみますと、以来65年になりますよ。それまだちゃんとしていろいろな機能を果たしています。そんなことで、地盤にかかわる分については、これは天王の砂丘地とは違いますけれども、いずれあそこへやはり街ができ、仕事ができ、そしていろいろな人が住むということは、それはもう地盤軟弱については、ちゃんと対処して進めるべき場所なんです。そういうふさわしい場所なんです。ですから、それを地盤に金かけな

いことが有利だということは、それは当たらないというふうに私はずっと考えてきております。ただ、今、用地買収も必要でない、すぐさま建てられるところもあります。そういうことでいろいろなそういうことを検討されて、今、児童が減っていく中で、じゃあこれから将来の規模はどれくらいにして、どのくらいの事業費になるのかという、そういうことも当然私はやはりこれくらいのことをやるについては、比較検討する意味では必要ではなかったかなと思います。その点、庁舎ありきで進めてきたのではないかなと思っておりますので、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 1点目の市民に対する我々議会がどういう形でお示しをすればいいのかということ、今ちょっとお答えいただけませんでしたので、この次でもそれまた触れていただきたいと思います。

今、佐々木議員がおっしゃったことは、29年、今年の2月8日に具体的に出てきたんですよ、この問題。それから以来もう4カ月になります。昭和の庁舎の跡地活用を認定子ども園に活用するやの話が出たのは、もう2年ぐらいになります。その後、全協だとかさまざまな形の中でプロセスを経てここまで来てるんです。我々やはり議会としても、やはりアプローチをすると、当局に対して。前市政であろうが現市政であろうが、やはりその努力なりアプローチを、やはり決定的にやはり我々も失したんじゃないかなと。今ここでやるのが、やはり前段に申し上げたことに対する我々議会が逆に信頼を得れるのかなと、市民から見てね、そのことに対して大きい私は懸念するものだと、こういうふうに申し上げているんで、そのことについてやはり、これは大きな問題ですから、明確に、それを聞いて我々も市民に向き合いたいと思っていますので、ご説明いただきたいと、こういうことを改めて申し上げたいと思います。

それから、財源等については、ちょっと私とは感覚的にちょっと差異あるんですが、1億足らず、はっきり言って9,000万円少しで、持ち出し部分はそれだけなんです。あとは合併特例債、それも別に使えばいいという論もあるでしょうが、やはり未来の子どもたちに百年の大計に投資するのは、私はどこが悪いのかと。そのことはやはり提案者も再三再四言ってきたはずだし、そのことに対して我々はやはり懐を深くして、逆にそれをこれから有効に使うような施設に育て上げていくために知恵も出す。これがやはり車の両輪と言われる議会のスタンスではないのかなということを私は申し上げたいんです。そのことについて、大変くどいようですが、前段のこととこのことについて、もう

一度、もう一回ありますので、2回目の質問をしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 市民に対する何と言いますか説明ですか、その点につきましては、そういう形で今まで計画を進める段階にでも、全体、例えば町内会長さんだとか、あるいは市民に対する説明もやったけれども、そういう形でもし翻って原点に戻してやるとすれば、方法はいくらでもあると思います。いずれ問題は、そういうふうなことで、じゃあ行政、何やってるのかということになるのかもしれませんが、ちなみに昨年の議会報告会で上町の自治会館に行ったときに、やはりこの問題が出まして、非常に市民から説明を求められた場面があったやに聞いております。いずれ、いつどこでどういうふうに了解して、よし万歳だとなれるかということについては、私もその点については明確なあれがありませんけれども、いずれもし都合誤ってればそれを正すということについては、これは誰も責めるものはないと思います。問題は、その辺の判断ではないのかなと。それは、できるかどうかわかりませんが、私としてはそういうようなことでやるとすれば、やはり誤った判断で進めてきたものについては、もし誤ってれば、やはりきちんと誤りは直すということだと思います。

財政につきましては、私もちょっと合併町村だから合併特例債を有利にやって、いろいろその財政規模にあわせた形で許可が出ていまして、それは非常にありがたいことなんですけれども、じゃあ合併しない町村がこういう事業をやれないかということ、実際、合併特例債と同じような単価で貸し付けている資金はあると思います。それらについては、国の方のいわゆる起債の中で、補助金はありませんけれども、起債は合併特例債と同等の条件のものは私はあると思います。ただ、合併した町村が合併特例債を使わない手はないと私は思います。期間がもう2年半あるとすれば、十分間に合うと思います。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井議員。

○2番（堀井克見） これ以上お話申し上げても、片一方は修正の発議しているわけでありまして、私の場合はいかがかなというスタンスで申し上げているわけで、なかなかかみ合うことが難しいだろうなということを感じました。

3回目ですから、我々もやはり議決機関としての責任を担っていますし、将来の潟上のやはり財産とも言うべき幼児教育、幼児を育てるというこれまた使命と責務を持っていますので、私はやはりここまできて発議者2人、賛同者ですか、2人、4名の議員がこういう問題を提起したということは大変重いことだと思いますし、恐らく藤原市長を

はじめ、ああなるほどなということ……そういうことは非常に大事な場面だと思えますので、願わくば修正動議は動議としてそれは結構でしょう。議会人としての権利でありますから、行使して結構ですが、この後、粛々と議長の裁きのもとに採決されるわけです。しかしながら、若干後になりますよね、要するに一般会計の予算案というのは、採決、また更に修正動議の後にまた出てくるわけですので、願わくば同じ議席に席を置く選良として、結果的にはやはり将来の子どもたちに託す夢は、全会一致で可決されたなということを実際のものとして市民に発信できれば一番いいのではないのかなど。この議論は決して無駄でないということを申し上げて、最後はそういう同僚議員の皆さんの英断というか、ひとつお願いできればいいなということ逆を申し上げて私の質疑終わりたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸雄） これで2番堀井議員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。修正案に反対の討論ありませんか。12番菅原理恵子議員。

○12番（菅原理恵子） 修正案に反対の立場から、こども園に関する意見を述べさせていただきます。

冒頭にコスト削減が条件ではありましたが、旧昭和庁舎の利活用を（仮称）昭和こども園でよいと皆様も認めた経緯がございます。また、待機児童解消問題は、昭和地区限定ではございません。市全体の問題でありますことを確認させていただきたいと思っております。

それでは、なぜ私が修正案に反対なのか、その理由の1点目には、本市での待機児童は年々増加傾向にあることとあります。さきの3月定例会で私の一般質問答弁に、待機児童がその時点では68人いらっしゃることを受け、その解消には保育士人材の確保が最重要で、保育士のさらなる処遇改善、保育士が働きやすい環境整備をすること。また、（仮称）昭和こども園の開園を平成30年4月1日とすることが喫緊の課題と受けとめ、待機児童解消に向け、期間2日間ではありましたが署名活動をさせていただきました。結果、1,785人の署名総数をもって署名簿と要望書を公明党潟上支部の皆様とともに藤原市長に先月26日提出致しました。1,785人の署名していただいた方たちが平成

30年4月開園を楽しみにしております。

修正案反対の2点目と致しましては、昭和庁舎利活用であります。空洞化の現状を、いつまで維持すればよろしいのでしょうか。大切に思う心であれば、早急に利活用に向け動かなければなりません。

よって、旧昭和庁舎利活用に（仮称）昭和こども園を求めるべきと存じます。目の前の課題解決ができず、対案なしと申し述べ、修正案に反対させていただきます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 次に、修正案に賛成の討論ありませんか。17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 修正案に賛成する立場として討論を致します。

旧昭和庁舎をこども園として活用する案に反対する理由を述べたいと思います。

旧昭和庁舎は、これまで長年にわたり昭和地区の拠点施設として、また、地域のシンボルとして位置づけられ、地域住民の心の礎というか、よりどころとなってきました。これをこども園という形で変貌するということは、地区住民の意図することとはかけ離れており、地区住民の理解を得られているとは思えません。

市長も苦しい決断だったと思います。前市長の後継者として指名され、引き継ぎ事項として旧昭和庁舎をこども園とすることは当然のことかと思えます。しかし、市長の基本姿勢である対話と交流という生命線は、このたびこの昭和こども園を進めるということは、いみじくも昭和地区の住民にとっては、市長に対する期待と信頼を裏切ることであり、行政の不信にもつながることを危惧されることでもあります。私も市長を応援した一人として、この件については市長のためにも反対します。

再度、昭和地区住民と対話と交流の機会を得る方が懸命なことだと思います。なぜなら、旧昭和庁舎をこども園にすることについては、これまでの経緯を見ますと、まずアンケート調査です。このアンケートは、当時の保育園児を持つ保護者だけを対象としたアンケートで、一般の昭和地区住民の意思が反映されていないからです。

またもう一つ大きな問題は、当初、改築した場合の建築費は2億4,000万円で、新築した場合は約6億円かかるということで議会に説明し、理解を得ようとしたことです。それが今年に入ってから説明では、旧昭和庁舎を改築した場合、その3倍近い約7億円かかるということの説明でありました。これでは議会としても地域住民にどう説明し、賛同を得られ、理解が得られるとは思えません。市民に負託された私たち議員は、市民の目線で考えなければなりません。住民の意向を無視するわけにはいきません。

また、市長は待機児童19人を解消しなければならないと言っておられます。それには私も同感であり、賛成であります。しかし、待機児童19人のうち4名が昭和地区であり、ほかは他の地区であり、すべての待機児童が昭和こども園に入るとは限らず、解消できるとは思えません。

私は、ここで一旦立ちどまって検討する方が賢明と思います。昭和地区住民への意向を調査するアンケート調査を再度行い、また、市長の対話と交流を深めることが、市長にとっても信頼を得るものと思います。

また、一例でございますが、こども園は木造の園舎が子どもにもやさしいし、一番よいと思います。例えば、棟ごとに工区を決めて地元のB級、C級の建築業の合同による建築は、地域の活性化にもつながります。一考を要するものと思います。そうすれば建築の期間も短期間で、建築予算も安く済むと思います。来年の4月にも間に合うと思います。もし間に合わなければ、年度途中でのこども園を開設される例はたくさんございます。

どうか良識ある同僚議員の皆様、修正案にご賛同賜りますよう心からお願い申し上げ、修正案に賛成の討論と致します。

○議長（藤原幸雄） ほかに修正案に反対の討論ありませんか。9番西村議員。

○9番（西村 武） それでは私の方から修正案に対して反対の立場から申し上げます。

その理由と致しまして、現在、潟上市内の待機児童は19名と聞いております。先ほども申し上げましたように、この子どもたちにやはり平等な行政サービスが必要だと私は思いますので、その責任は当局も議員も、また負わなきゃならないと、このように思っております。

2つ目と致しまして、旧庁舎の利活用として、いろいろな検討委員会でも意見があったそうでございますけれども、結論には至っておりませんでした。そういう中で、この認定こども園という意見も多々ありまして、当局といたしましては、その園児の保護者を対象にしながらアンケート調査をした結果、ダブルスコアと申しますか賛成者が多数いて、圧倒的多数でこの認定こども園をすべきと結論が出ておりまして、つまりこれが民意でございます。

3つ目と致しまして、既存施設の利活用からして、旧昭和庁舎は幼保一体と子育て支援、そういう施設におおいに活用すべきだと私は思います。今、幼保一体でなくして子育てで悩んでいるそういう保護者もたくさんおりますので、こういうことに積極的に利

活用していただくことが大事なことであると思います。

そして、先ほど以来、新たにこども園を建築したらどうかというようなことでございますけれども、私はいくら、例えば設備、あるいはそういう施設、例えば既存の施設を立派にすることによってかかるお金でございますので、そういう既存施設を大切にすることは、やはり何と言っても大事なことだと思います。新たにこども園を建築することによって、後世にそういう負担ですね、そういうものを負わせることになっておりますので、やはり既存施設、そういうものを利活用して、この昭和庁舎を認定こども園、そういうものにぜひとも使用していただきたいというのが私の切なる願いでございます。ですから、この修正動議に対して反対しますので、議員の皆さんのご賛同を心からお願いを申し上げまして終わります。

○議長（藤原幸雄） 次に、修正案に賛成の討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから修正案について起立により採決します。なお、着席者は否とみなします。修正案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立少数です。したがって、議案第37号に対する修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、修正前の原案について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） なしと認め、これで討論を終わります。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立多数です。

（「ちゃんと確認さねばだめだ。」の声あり）

（「議長、8番」の声あり）

○議長（藤原幸雄） はい。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 今、もう一回確認してくださいということでしたので、議長の言葉

でもう一回やってください。お願いします。

- 議長（藤原幸雄） 本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（藤原幸雄） ただいまの結果は、15対4です。起立多数です。したがって、議案第37号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。

（「議事運営」の声あり）

- 議長（藤原幸雄） 暫時休憩します。

午後 3時06分 休憩

.....
午後 3時07分 再開

- 議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に採決をしておりますので、これで問題がないそうです。いいですか。

（「はい」の声あり）

- 議長（藤原幸雄） 委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「議長」の声あり）

- 議長（藤原幸雄） 6番伊藤議員。

○6番（伊藤榮悦） 前のときに採決しているからよろしいというのであれば、やる必要
ないでしょ。同じことだから。だからもしやるんだったら採決、やはり起立とかでき
ちりやった方がいいんじゃないかと思えますけども。

（「暫時休憩」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 暫時休憩します。

午後 3時08分 休憩

.....

午後 3時11分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の
方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第39号……暫時休憩します。

午後 3時12分 休憩

.....

午後 3時12分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、
委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、議案第38号は、委員長の報告
のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、
委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午後 3時16分 休憩

.....
午後 3時20分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸雄) 起立全員でございます。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

(「暫時休憩」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 暫時休憩します。

午後 3時23分 休憩

.....
午後 3時40分 再開

○議長(藤原幸雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第12、議員派遣について】

○議長(藤原幸雄) 日程第12、議員派遣の件についてを議題と致します。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおりでございます。派遣したいと思っておりますので、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認め、したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することに決定になりました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

ここで藤原市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長(藤原一成) まず一点報告致します。

皇太子殿下が秋田県を行啓されることについて報告致します。

去る6月20日、宮内庁より7月12日に本県で開催される第53回献血運動推進全国大会に皇太子殿下が行啓されるとともに、あわせて地方事情を御視察のため、7月11日に御来県されることが発表されました。

滞在期間は、7月11日から12日までの2日間の御予定であります。この間、献血運動推進全国大会の式典に御臨席されるほか、地方事情御視察として、潟上市立大豊小学校、秋田県立博物館及び日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字秋田短期大学を御視察い

ただく予定となっております。

鴻上市立大豊小学校御視察の際には、議長、副議長、各常任委員会委員長と私がお出迎えすることになっております。

なお、このたびの皇太子殿下の大豊小学校御視察に関する経費につきましては、この後、精査し、対応してまいりたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

また、一般の市民の殿下のお迎えとお送りである奉送迎につきましては、広報7月号でご案内致します。

もう一点ございます。皆様のお手元には、飯田川保健福祉センターの改修工事に係る飯田川児童クラブ及び若竹児童センターの臨時移転についてのお知らせを配付しておりますので、宜しくお願い致します。

最後に御礼でございます。

6月13日、第2回定例会開会から慎重審議を賜り、議員各位におかれましては、当局からの議案等にご賛同、ご同意いただき、まことにありがとうございました。私どももご同意いただきましたこの件につきましては、適正に執行してまいりますとともに、市民のご期待に応えるべく仕事に全力で傾注してまいります。

梅雨に入り、これから暑くなる日々となります。議員各位におかれましては、健康にご留意され、またの機会に対話と交流で議会と市民、そして市が一致団結して鴻上市を発展、向上させることを期待、そして希望致しまして私の閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） 続きまして、肥田野教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） おつかれのところ、貴重な時間、機会をいただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、私事、本日27日をもちまして教育長並びに教育委員会委員職を退任致します。退任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

これまで8年間、夢ある子ども、未来ある子ども、この子どもたちの安全・安心、そして安定のため、教育環境の整備に意を用いてまいりました。そして何よりも教育の成長は、子どもたちの成長とともにあるという思いで職務に当たってきました。

無学無能な部分、逆に大きなプレッシャーもありましたが、誠心誠意、一生懸命、一途に職責を全うしてきたつもりであります。これもひとえに私を育てていただきました、

そしてまた支えていただきました議員皆様初め、職員の皆様のおかげとっております。本当に感謝、感謝の思いでおります。これまでのご協力にまことにありがとうございました。心より御礼申し上げます。

退職後は、夢多き高齢者でありたいと、このように思っております。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、あわせて皆様のご健康、ご多幸をお祈り申し上げ、退任にあたり御礼のあいさつと致します。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（藤原幸雄） これをもちまして、平成29年第2回潟上市議会定例会を閉会します。
どうもご苦勞様でございました。

午後 3時46分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤原幸雄

〃 署名議員 藤原典男

〃 署名議員 西村武